

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年1月14日付第18号

モスクワ

外国エージェントの活動の国家監視に関する規程の承認について

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第10条第2項にしたがい、ロシア連邦政府は下記を決定する：

ここに添付されている「外国エージェントの活動の国家監視に関する規程」を承認する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2023年1月14日付

ロシア連邦政府決定第18号により

承認

外国エージェントの活動の国家監視に関する規程

I. 総則

1. 本規程は、外国エージェントの活動の国家監視（以下、「国家監視」）につき、その組織化および実行の手順を定めるものである。

2. 本規程において、被監視者とは、外国エージェントおよび連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第1条第2項に掲げる者のことをいう。

3. 国家監視による確認事項は、外国エージェントに関するロシア連邦の法、たとえば、連邦法「外国の影響下にある者の活動の監視について」ならびに外国エージェントの活動を規制するその他の連邦法および法規文書（以下、「外国エージェントに関する法」）の被監視者による遵守の状況である。

4. 国家監視の対象は、被監視者の活動および作為（不作為）である。

5. 国家監視の課題は、外国エージェントに関する法の要求事項に対する違反の予防、発見および阻止である。

6. 国家監視は、ロシア連邦法務省およびその地域支部（以下、「国家監視機関」）が、その他の公権力機関、あらゆる所有形態の組織、およびそれらの職員との連携のもとにこれを行う。

7. 次に掲げる者をもって国家監視を実行する権限を有する職員とする：

a) 国家監視機関の長および次長；

b) 国家監視機関内の部局の長および次長であって、その職務規程に国家監視を実行する権限が定められている者；

c) 国家監視機関のその他の国家公務員であって、その職務規程に国家監視を実行する権限が定められている者。

8. 国家監視を実行する際、国家監視機関は、自らの活動において、ロシア連邦憲法、連邦法「外国の影響下にある者の活動の監視について」、その他の連邦法およびロシア連邦の法規文書、ロシア連邦大統領令、同指令、ロシア連邦政府決定および同指令、ロシア連邦法務省の法規文書、ならびに本規程に準拠する。

9. 国家監視を行う権限を有する職員は、自らの権限の範囲内で、かつ、被監視者による外国エージェントに関する法の要求事項の遵守状況に関する定期および臨時の調査（以下、「調査」）、外国エージェントが実施するイベントへの訪問、ならびに連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」にしたがって提出される被監視者に関する情報ならびに被監視者が不特定多数の人々を対象として拡散する（掲載する）印刷物、音声、音声・映像、その他の形のメッセージおよび資料（情報通信ネットワーク「インター

ネット」〔以下、「インターネット」〕上のものを含む〕の分析（以下、「監視措置」）の一環として、次に掲げる事項を行うことができる：

- a) 被監視者である法人の管理機関に対して当該法人の内部規定文書について照会を行う。ただし、本項b)号にしたがって入手することができる情報が記載されている文書についてはこのかぎりではない；
- b) 公権力機関ならびに貸付機関およびその他の金融機関に対して、被監視者の財務・経済活動に関する情報の照会を行い、当該の情報を入手する；
- c) 自らの代表者を外国エージェントが実施するイベントに派遣してこれに出席させる；
- d) 被監視者による外国エージェントに関する法の遵守状況についての調査を実施する；
- e) 1 カ月以上を期限として履行が義務付けられる、発見された違反事項の是正についての命令書をロシア連邦の法にしたがって発行し、さらに、外国エージェントに関する法に対する違反があった場合には、当該の被監視者に対して、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第12条にもとづくその他の法的対処措置を適用する。

10. 国家監視を実行する権限を有する職員は、ロシア連邦の法にしたがって、自らに与えられた権限の不適切な履行に対して責任を負う。

II. 国家監視の実行

11. 国家監視は、監視措置を実施することによってこれを行う。

12. 調査は、次に掲げる機関がこれを実施する：

- a) ロシア連邦法務省の地域支部 — 被監視者の所在地（ロシアの法人および法人格を持たずに活動する社会団体、その他の団体の場合）または住民登録地（所在登録地）（自然人の場合）に応じて；
- b) ロシア連邦法務省の中央機関 — 全ロシア的および国際的な社会団体、国際組織および外国の非営利非政府団体の支部、外国の法人、法人格を持たない外国組織、ならびにその他の団体について。

13. 定期調査は、外国エージェントを対象として、年間定期調査実施計画にしたがって1年に1回以下の頻度でこれを実施する。

14. 次に掲げる日から1年が経過したことをもって、年間定期調査実施計画に定期調査を記載する事由とみなす：

- a) ある者が外国エージェント登録簿に記載された日；
- b) ある外国エージェントに対する前回の定期調査が終了した日。

15. 定期調査は、暦年ごとの年間定期調査実施計画にもとづいてこれを実施する。

16. ロシア連邦法務省は、毎年、調査実施の年の前年の11月1日より前に年間定期調査実施計画を承認し、インターネット上の国家監視機関の公式サイトへの当該計画の掲載をもってこれを関係者に周知する。

17. 臨時調査は、被監視者を対象として、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第10条第6項が定める事由にもとづいてこれを実施する。

18. 国家監視機関に対する申立てであって発信者を特定することのできないもの、ならびに被監視者が外国エージェントに関する法に違反している事実に関する情報が含まれていない申立ておよび届け出は、これらをもって臨時調査を実施する事由とみなすことはできない。

電子文書の形で送付された申立ておよび届出は、それらが連邦国家情報システム「電子形態による国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に用いる情報システムの情報技術的連携を保障するインフラにおける統一識別・認証システム」における送付者の強制認証が用いられている情報通信技術手段を用いて送付されたものである場合にかぎり、臨時調査を実施する事由とみなすことができる。

19. 調査は、国家監視機関の命令書にもとづいてこれを実施する。

20. 調査実施命令書をもって、調査に向けた準備を開始する事由とみなす。

21. 定期調査実施命令書の発行は、当該調査開始の3労働日前までに行うものとする。

22. 臨時調査実施命令書の発行は、当該調査開始の24時間前までに行うものとする。

23. 調査実施命令書には、次に掲げる事項を記載する：

a) 国家監視機関の名称；

b) 調査を実施する権限を有する者（単数および複数）ならびに調査に招聘される専門家および専門機関の代表者の姓、名および父称（父称がある場合）；

c) 被監視者の名称（法人、法人格を持たずに活動する社会団体および外国組織、ならびにその他の団体の場合）または姓、名および父称（父称がある場合）（自然人の場合）、ならびにその所在地（法人、法人格を持たずに活動する社会団体および外国組織、ならびにその他の団体の場合）もしくは住民登録地（滞在登録地）（自然人の場合）；；

d) 調査の目的、対象および実施期間；

e) 調査実施の法的根拠；

f) 実施時期および調査実施目的の達成に必要なとなる監視のための措置の一覧；

g) 調査実施目的の達成に必要な、被監視者が提出すべき文書の一覧およびそれらの提出期限；

h) 調査の開始日および終了日。

24. 調査実施期間は20労働日以内とする。

連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第8条第3項にしたがって提出された外国エージェント登録削除申請書にもとづいて行われる臨時調査の実施期間は、50暦日以内とする。

25. 国家監視機関は、定期調査の実施につき、その開始の3労働日前までに、受取り通知付き書留郵便による定期調査実施命令書の写しの送付によって、または外国エージェントの電子メールアドレス宛に送付した高度適格電子署名がなされた電子文書によって、または国家監視機関が有しているデータにもとづくその他の可能な方法によって、外国エージェントに対して通知を行う。

26. 国家監視機関は、臨時調査の実施につき、その開始の24時間前までに、被監視者の電子メールアドレス宛に送付した高度適格電子署名がなされた電子文書などの任意の可能な方法によって、または国家監視機関が有しているデータにもとづくその他の可能な方法によって、被監視者に対して通知を行う。

27. 調査においては、国家監視機関が有している被監視者の文書、前回までに行われた監視措置の結果、ならびに行政法違反事件の審理書類ならびに公権力機関、組織および自然人からもたらされたその他の当該の被監視者に関する文書の検討を行い、さらに、不特定多数の人々を対象として拡散される（掲載される）印刷物、音声、音声・映像、その他の形のメッセージおよび資料（「インターネット」を使用するものを含む）、ならびにインターネット上に掲載された情報の点検および分析を行う。

28. 被監視者は、国家監視機関の命令書に示されている期限までに、請求されている文書および資料を国

家監視機関に提出する。国家機密、商業秘密、業務秘密および法により保護されるべきその他の秘密に該当する情報を含む文書および資料については、被監視者はロシア連邦の法が定める要求事項を遵守してその送付を行う。

29. 調査を実施する国家監視機関の職員は、調査の結果にもとづいて調査調書を作成する。調査調書は調査終了後ただちに、2部作成される。

30. 調査調書への署名は、国家監視機関の職員（単数および複数）がこれを行う。国家監視機関の特定の職員が調査調書に署名することができない場合は、当該調書において相応の署名が欠落している理由を但し書きとして記載する。

31. 調査調書には次に掲げる事項を記載する：

- a) 調査調書作成の日時および場所；
- b) 国家監視機関の名称；
- c) 国家監視機関の調査実施命令書の日付および番号；
- d) 調査を実施した職員（単数および複数）の姓、名および父称（父称がある場合）ならびに役職；
- e) 調査実施の対象である被監視者の姓、名および父称（父称がある場合）または名称；
- f) 調査実施の日時、継続期間および場所；
- g) 調査結果に関する情報、たとえば、発見された違反事項、それらの種類および違反を犯した者に関する情報など；
- h) 鑑定を実施した場合は、鑑定を実施した者に関する情報；
- i) 調査の対象である被監視者が調査調書に目を通した旨の、または目を通すことを拒否した旨の情報。

32. 調査調書の送付は、本規程第30項にもとづくその署名の日から3労働日以内に、受取り通知付き書留郵便によって、または被監視者の電子メールアドレス宛に送付した高度適格電子署名がなされた電子文書によって、または国家監視機関が有しているデータにもとづくその他の可能な方法によってこれを行う。

33. 外国エージェントが実施するイベント（以下、「外国エージェントのイベント」）への国家監視機関の職員の参加には、次に掲げる事項が含まれる：

- a) 外国エージェントのイベントの実施に関する情報を、国家監視機関からの入手を含め、マスメディアおよびその他のソースから入手すること。ならびにそれらへの参加を決定すること；
- b) 外国エージェントのイベントを訪問すること；
- c) 外国エージェントのイベントを訪問した日から3労働日以内に当該のイベント訪問に関する資料を作成すること。

34. 当該の資料には外国エージェントのイベントを訪問した職員が署名を行い、次に掲げる事項を記載する：

- a) 資料作成の日付および場所；
- b) 外国エージェントのイベントを訪問した職員の姓、名および父称（父称がある場合）；
- c) 外国エージェントの名称；
- d) 外国エージェントのイベントの名称および目的；
- e) 外国エージェントのイベントの実施の日付および場所；

f) 外国エージェントのイベントへの参加の際に発見されたロシア連邦の法の要求事項への違反（そのような違反があった場合）。

35. 国家監視機関は、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」にしたがって提出される被監視者に関する情報、ならびに被監視者が不特定多数の人々を対象として拡散する（掲載する）印刷物、音声、音声・映像、その他の形のメッセージおよび資料（インターネットによるものを含む）の分析（以下、「被監視者に関する情報の分析」）を目的として：

a) 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第10条第9項第1号にもとづいて、法人である被監視者に対してその内部規定文書に関する照会を行い、これを入手する。ただし、本項b)号にしたがって入手することのできる情報を含む文書はこのかぎりではない。法人である被監視者は、照会状に示されている期限までに照会された情報を提出する。

b) 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第10条第5項および第9項第2号にしたがい、公権力機関、貸付機関およびその他の金融機関を含むあらゆる所有形態の組織ならびにそれらの職員が有している文書および（または）情報を、省庁間情報連携の一環として、電子形態による場合を含めて、それらの機関、組織および職員に対して照会し、これを無償で入手する。公権力機関、あらゆる所有形態の組織およびそれらの職員、ならびに貸付機関およびその他の金融機関は、照会状に示されている期限までに照会された情報を提出する。

36. 被監視者に関する情報の分析には、次に掲げる事項が含まれる：

a) 連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条第8項にしたがって被監視者が提出する情報の分析；

b) 本規程第35項にしたがって提出される情報および文書の分析；

c) 被監視者が不特定多数の人々を対象として掲載（拡散）、制作および（または）発行する印刷物、音声、音声・映像、その他の形のメッセージおよび資料の分析。

37. 被監視者に関する情報の分析にあたっては、被監視者の活動、実施されうる活動、ならびに実施が発表されている企画書、実施されうる企画書の目的が外国エージェントに関する法に適合しているか否かをロシア連邦の主権、政治的独立性、領土的不可侵性および国益に対する脅威の前提となるものを含んでいるか否かという観点からの評価などを行う。

38. 被監視者に関する情報の分析の結果にもとづいて、被監視者の活動に関する情報を記載した資料を作成する。

III. 国家監視の結果にもとづいて講じられる法的対処措置

39. 国家監視の結果から外国エージェントに関する法に対する違反事項が発見された場合、国家監視機関は、ロシア連邦の法にしたがって次に掲げる措置を講じる：

a) 1カ月以上を期限として履行が義務付けられる、発見された違反事項の是正についての命令書を発行する；

b) 行政法違反に関する調書を作成する；

c) 法人格を持たずに活動する社会団体の活動の禁止を求める訴えを裁判所に提起する；

d) 法人の解散を求める訴えを裁判所に提起する；

e) 外国エージェントに対して、ロシア連邦領内においての実施が発表されている企画書および実施され

うる企画書（企画書の一部）をロシア連邦領内で実施することを禁ずる旨の、その根拠を示した決定を送付する。

40. 外国エージェントが連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第9条が定める情報を所定の期限までに国家監視機関に提出しなかった場合、同連邦法第9条第12項が定める要求事項を遵守しなかった場合、または外国エージェントに関する法に対するその他の違反があった場合、ロシア法務省中央機関は、連邦法「外国の影響のもとにある者の活動の監視について」第12条第4項にしたがい、連邦通信・情報技術・マスコミ分野監督庁に対して、当該外国エージェントが手掛けている情報資源へのアクセスを制限することを求める要請を送付する。

41. その遵守状況の監視が国家監視機関の権限に含まれていないロシア連邦の法規文書に外国エージェントが違反していることが発見された場合、国家監視機関は、当該の権限を有する監視監督機関に対してしかるべき文書を送付する。

IV. 国家監視機関の決定およびその職員の作為（不作為）に対する異議申立て

42. 被監視者およびその代理人（以下、「申立人」）は、国家監視機関の職員が監視措置の一環としてなした作為（不作為）、それらの者が執り行った監視措置の実施に関する決定、調査調書、および発見された違反事項を是正する旨の命令書に対して、裁判前手順により異議申立てを行うことができる。

43. 当該の異議申立書は、国家監視機関による決定の採択または国家監視機関職員の作為（不作為）の日から3カ月以内に、ロシア連邦法務省またはその地域支部に送付する。

44. ロシア連邦法務省地域支部の決定およびその職員の作為（不作為）に対する異議申立書の審査は、ロシア連邦法務省中央機関がこれを行う。

45. ロシア連邦法務省中央機関の決定およびその職員の作為（不作為）に対する異議申立書の審査は、ロシア連邦法務省がこれを行う。

46. 申立人は次に掲げる場合などに異議申立てを行うことができる：

- a) 定期（臨時）調査の実施事由が存在しない場合；
- b) 調査実施通知期限に対する違反があった場合；
- c) 被監視者に対する臨時調査の実施について検察機関に通告を行う旨の情報が欠落していた場合；
- d) 調査対象に関係のない文書が請求された場合；
- e) 年間被監視者定期調査実施計画に含まれていない定期調査が実施された場合；
- f) 国家監視機関の命令書なしに調査が実施された場合；
- g) 調査調書が提示されなかった場合；
- h) 調査実施が所定の期間を超えた場合；
- i) 調査実施対象である被監視者との間に民法上および労働法上の関係を有する専門家および専門機関が調査に参加していた場合。

47. 異議申立書の審査を停止することは認められない。

48. 異議申立書への回答は、次に掲げる場合にはこれを行わない：

- a) 異議申立書に申立人の姓または回答を送付すべき郵便住所が示されていない場合。当該の異議申立書

に、準備されつつある、実行されつつある、または実行された違法な行為に関する情報、および当該の行為を準備しつつある、実行しつつある、または実行した者に関する情報が記載されている場合、この申立書は、相応の権限を有する公権力機関に送付されるものとする；

b) 異議申立てが裁判所の決定に対するものである場合（当該の異議申立書は、その登録の日から7暦日以内に、当該の裁判所の決定に対する異議申立て手順の解説を付して、これを送付した申立人に返送される。）；

c) 異議申立書の本文を読み取ることができない場合（申立人の姓および郵便住所を読み取ることができる場合、当該の異議申立書は、その登録の日から7暦日以内にこれを送付した申立人に返送される。）；

d) 異議申立書に卑猥な、または侮辱的な表現、ならびに職員およびその家族の生命、健康および財産に対する脅威が含まれている場合（当該の異議申立書を送付した者に対して、権利の濫用は認められない旨の通知がなされる。）；

e) 異議申立書において提示された問題への本質的な回答が、国家機密またはその他のロシア連邦の法によって保護されるべき秘密に該当する情報を開示することなしに行うことができない場合（当該異議申立書の登録の日から7暦日以内に、これを送付した申立人に対して、提示された問題への本質的な回答は上記の情報の開示が認められないことから不可能である旨が通知される。）。

49. 異議申立書に記載されている問題が、以前に送付された異議申立書に関連して申立人に対して本質的な回答が書面上で1度ならず行われたことのある問題と同じものであり、かつ当該の異議申立書に新たな論拠または状況が記載されていない場合には、国家監視の諸問題を職務分掌上で担当するロシア連邦法務次官および地域支部の長（その次長）は、当該の異議申立書および先に送付された異議申立書が同一の住所宛または同一の職員宛に送付されたものであることを条件として、重複する新たな異議申立書は根拠を持たないものであり、当該の問題に関する申立人との間のやりとりを停止する旨の決定を下すことができる。当該の決定は、異議申立書を送付した申立人に通知される。

50. ロシア連邦法務省（その地域支部）およびその職員の決定および作為（不作為）に対する異議申立書であって、ロシア連邦法務大臣、国家監視の諸問題を職務分掌上で担当するロシア連邦法務次官および国家監視の実行が権限に含まれるロシア連邦法務省内の部局に送達されたものは、裁判前（裁判外）異議申立て手続きを開始する事由とみなすことができる。

51. 異議申立書の提出は紙媒体による文書または電子文書の形でこれを行う。

52. 異議申立書の送付は、郵便およびロシア連邦法務省のアドレス宛の電子メールによって行うことができる。さらに、申立人本人が持参することもできる。

53. 異議申立書には次に掲げる事項が含まれているものとする：

a) 異議申立書を送付される先の国家監視機関の名称、または相応の職員の役職、姓、名および父称（父称がある場合）；

b) 申立人の名称、その所在地に関する情報、ならびに回答の送付先とすべき郵便住所および電子メールアドレス（電子メールアドレスが存在する場合）；

c) その決定および作為（不作為）が異議申立ての対象となる、国家監視機関ならびに国家監視の実行がその権限に含まれるロシア連邦法務省内の部局の職員およびロシア連邦法務省地域支部の職員の名称ならびに姓、名および父称（父称がある場合）；

d) 国家監視の実行がその権限に含まれるロシア連邦法務省内の部局およびロシア連邦法務省地域支部の職員の、異議申立ての対象となる決定および（または）作為（不作為）に関する情報；

e) 国家監視の実行がその権限に含まれるロシア連邦法務省内の部局、ロシア連邦法務省地域支部およびそれらのものの職員の決定および作為（不作為）に申立人が同意しないことの論拠；

f) 申立人本人の署名および日付。

54. 異議申立書には、申立人の論拠を裏付ける文書（そのようなものが存在する場合）ならびに申立書の根拠および審査に必要とされる文書を添付することができる。

55. 異議申立書の審査は、その登録の日から30暦日以内にこれを行う。

56. 特別な場合には、ロシア連邦法務大臣、国家監視の諸問題を職務分掌上で担当するロシア連邦法務次官、および国家監視の実行が権限に含まれるロシア連邦法務省内の部局の長は、異議申立書の審査期限の延長を当該申立書を送付した申立人に通知したうえで、異議申立書の審査期限を最大30暦日間延長することができる。

57. 国家監視機関は、異議申立書の審査の結果にもとづき、次に掲げるうちのいずれかの決定を下す：

a) 異議申立てを却下する；

b) 国家監視機関の決定を部分的または全面的に取り消す；

c) 国家監視機関の決定を全面的に取り消し、新たな決定を採択する；

d) 国家監視機関の職員の作為（不作為）が適法でないことを認め、必要とされる場合には一定の行動をとることなどを決定する。

58. 国家監視機関の職員の決定および作為（不作為）に対する異議申立ては、ロシア連邦の法が定める手順にしたがって、裁判所に対してこれを行うことができる。